

## 「2011年4月と10月に変更になった主な事柄」を確認する

(やまだ塾:2013年1月23日掲載)

項 目	ポイント
(1)2011年4月から変更になった事柄	<p>■2011年度の年金保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料は4月分から月額80円の引き下げ(2010年度:15,100円→2011年度15,020円)</li> <li>※法律に規定されている2011年度の保険料額15,260円(2004年度価格)に、2004年以降の物価や賃金の変動を反映した率(0.984)を乗じることにより、15,020円となる。</li> <li>・厚生年金保険料率は9月分から0.354%引き上げ(～8月分16.058%,9月分～16.412%)</li> </ul>
	<p>■2011年度年金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年度の年金額は0.4%の引き下げ(老齢基礎年金(満額):月65,741円)</li> <li>※現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年(2011年度の年金額については2005年の物価)よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしている。2010年の物価は対前年比では▲0.7%であったものの、基準となる2005年の物価と比較すれば、▲0.4%であることから、2011年度の年金額は0.4%の引き下げとなる。</li> </ul>
	<p>■2011年度の在職老齢年金の支給停止の基準となる額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職老齢年金の支給停止の基準額について、現行の「47万円」を「46万円」に改定</li> <li>※在職老齢年金の支給停止の基準額については、法律上、賃金の変動などに応じて自動的に改定される仕組みとなっており、2011年度については、2010年の名目賃金の下落(▲2.0%)により、現行の「47万円」を「46万円」に改定する。</li> </ul>
	<p>■配偶者や子がいる障害年金受給者に対する加算の対象範囲を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級が1級または2級に該当する障害年金受給者については、これまでは、障害年金の受給権発生時に生計を維持している配偶者や子がいる場合のみ、年金額の加算を受けることができた。</li> </ul>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2013 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		<p>・2011年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金の受給権発生の後に生計を維持することになった配偶者や子がいる場合にも、届出によって年金額の加算が受けられるようになる。 (障害基礎年金の子の加算額:月 18,916 円(第1子・第2子), 月 6,300 円(第3子以降) 障害厚生年金の配偶者加給年金額:月 18,916 円)</p>
	<p>■ 出産育児一時金制度の見直し</p>	<p>・出産育児一時金の支給額を、引き続き、原則 42 万円とする。 ・直接支払制度を継続した上で、事務手続の簡素化等を行う。</p>
	<p>■ 協会けんぽの保険料率の改定</p>	<p>・協会けんぽの保険料率を 2011 年 4 月給与天引き分から改定 (全国平均 9.34%→9.50%)</p>
	<p>■ 育児休業中の保険料免除等の対象者拡大</p>	<p>・国や地方の非常勤職員である健康保険の被保険者も、育児休業中の健康保険料の免除が受けられるようになる。</p>
	<p>■ 70 歳から 74 歳の患者負担引き上げの凍結</p>	<p>・2011 年度も、70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割に据え置き (2012 年度以降のあり方については今後検討)</p>
	<p>■ 子ども手当</p>	<p>・2011 年 4 月～9 月までの 6 か月間、これまでと同じ月額 1 万 3 千円で引き続き支給。</p>
<p>(2)2011 年 10 月から 変更になった事柄</p>	<p>■ 最低賃金の引き上げ</p>	<p>・2011 年度の地域別最低賃金は 9 月 30 日以降順次発効しており、47 都道府県で、時間額 1 円から 18 円(全国加重平均 7 円)の引上げとなる(全国加重平均額 737 円)。</p>
	<p>■ 求職者支援制度の創設</p>	<p>・雇用保険を受給できない求職者の方に対し、新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、早期の就職支援を行う制度が開始。 ・雇用保険を受給できない求職者の方などを対象に、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施。訓練受講費用は原則として無料(教科書等の実費負担あり)。 ・ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練</p>

		<p>や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金を支給。</p> <p>(職業訓練受講手当:月額 10 万円)</p> <p>(通所手当:職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり))</p>
	<p>■子ども手当</p>	<p>①平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの 6 か月間は、以下の金額の子ども手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 歳未満の子どもについては、1 人につき月額 1 万 5 千円</li> <li>・3 歳以上小学校修了前の子どものうち第 1 子及び第 2 子については、1 人につき月額 1 万円</li> <li>・3 歳以上小学校修了前の子どものうち第 3 子以降については、1 人につき月額 1 万 5 千円</li> <li>・小学校修了後中学校修了前の子どもについては、1 人につき月額 1 万円</li> </ul> <p>②その他、子どもの国内居住要件や施設の設置者等に対する子ども手当の支給などの制度変更を行う。</p>
	<p>■厚生年金保険料の引き上げ</p>	<p>・厚生年金保険料率は 9 月分(10 月分給与の源泉徴収)から 0.354% 引上げ(～8 月分 16.058%, 9 月分～16.412%)</p>